

極真メディカルサポート制度の手引き

INTERNATIONAL KARATE ORGANIZATION
KYOKUSHINKAIKAN

極真メディカルサポート制度のあらまし

本制度は、スポーツ安全保険の傷害保険、賠償責任保険および共済見舞金制度に、極真会館独自の各種サービスを組み合わせた制度であり、カラテに伴う事故の補償を行い、道場生の皆様や指導員の方々が安心して活動出来るように設けられた制度であります。

補償期間

4月1日～翌年3月31日

年間加入料

大人（高校生以上・一般） 3,800円
小人（中学生以下） 2,800円

補償内容

傷害保険	死亡		2,000万円
	後遺障害	最高	3,000万円
	入院	1日につき	4,000円
	通院	1日につき	1,500円
	対人賠償	限度額	
賠償責任保険	対物賠償	身体・財物賠償合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	
共済見舞金		1日につき	180万円

※入通院の支払は治療日数（入院日数および実通院日数）1日目から補償します。

加入手続き

※受付期間は4月1日より翌年3月28日迄です。
(年度の曜日により変動します)

事故がおきたときは

※速やかに、お電話で極真会館医事委員会にご連絡下さい。

万が一事故に遭われた場合

(手続きの流れ)



お電話にて、連絡

極真会館医事委員会武道共済係

045 (439) 5020



3～4週間で申請書が到着

お怪我が完治後、申請書類をご記入のうえ返送



保険会社の審査のうえ、保険金額のお支払い

お問合せ先

国際空手道連盟 極真会館

医事委員会 武道共済係

業務時間 / AM10:00～PM5:00 定休日 / 水・土・日・祭日
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 639-2

TEL 045-439-5020

1 傷害保険について

● 対象となる事故

被保険者（補償の対象となる加入者）が日本国内での団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

● 支払われる保険金

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
死亡	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡保険金の全額
後遺障害	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合。	その程度によって最高額の3%～100%が支払われます。 また、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から、既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
入院	事故の日からその日を含めて180日以内に、医師の治療が必要なため入院した場合	入院保険金
手術	事故の日からその日を含めて180日以内に、医師の治療が必要なため手術した場合。 但し、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回で、かつ入院保険金が支払われる場合に限りです。	手術の種類に応じて、入院保険日額の10倍、20倍又は40倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われます。
通院	事故の日からその日を含めて180日以内に、医師の治療が必要なため通院した場合	通院保険金。 但し、支払日数は90日が限度となります。

- 注意事項**
- ① 平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては支払われません。なお通院しない場合においても、骨折などの傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の業務に著しい支障が生じたときと保険会社が認めたときは、その日数に対し、通院保険金が支払われます。
 - ② 入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
 - ③ 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
 - ④ 入院、通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院、通院保険金は重複して支払われません。
 - ⑤ これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

● 保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患含む）、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療措置
(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
但し、テロ行為によるケガは対象となります。

- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見（医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができる）のないもの

- (3) 次のものは傷害に含まれず、保険金に含まれません。
 - ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（共済見舞金の対象となります）
 - ② 野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靭ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
 - ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症など）など

- (4) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故
など

2 賠償責任保険について

● 対象となる事故

被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

● 支払われる保険金

(1) 次のような損害賠償金や諸費用が支払われます。

- ・損害賠償金
- ・万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訴費用
※上記の損害賠償金、争訴費用の決定に際しては、予め保険会社の承認が必要となります。
- ・被害者に対して支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用及び予め保険会社が同意した費用
- ・保険会社の求めに応じて、保険会社への協力のために支出された費用
- ・他人から損害賠償を受ける場合に、その権利の保全又は行使のために要した費用及び損害の防止・軽減に必要な又は有益な費用

(2) 損害賠償金は、被害者、他の者（たとえば施設管理者）の責任割合を勘案して決定されます。

賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によることが多いため、示談等については、事前に医事委員会を通じて保険会社と十分ご相談ください。

なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。

(3) この保険契約と重複する保険契約が他にある場合には、保険金の支払がてん補限度額の割合に応じて按分されます。

● 保険金が支払われない主な場合

(1) 次の様に法律上の賠償責任が発生しない場合には本保険の対象とはなりません。

- ・スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少とも危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守っていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。

(2) 次のような事由に起因する損害賠償

- ① 被保険者の故意
- ② 被保険者の又は被保険者の指図による暴行・殴打
- ③ 地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、騒擾、労働争議など
- ④ 自動車（自動二輪、原動機付自転車を含む）の所有、使用又は管理。
(例) 自動車で道場へ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合は支払われません。但し、自分のケガに対しては、傷害保険が支払われます。
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑥ 団体又は被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。(但し、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。)
- ⑦ 被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。
(例) 練習のために、おにぎりを作ったが、それが原因で食中毒となった場合には支払われません。
- ⑧ 被保険者が団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に直接起因する賠償責任(但し、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。)
- ⑨ 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

など

3 共済見舞金について

● 対象となる事故

加入者が団体活動中及び往復中に発生した、突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）が支払の対象となります。
突然死とは、その顕著な徴候が「活動中及び往復中」に発生しており、かつ突然で予期されなかった病死をいい、急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血などが直接死因とされたもので、原則として発症から24時間以内に死亡したものをいいます。

● 支払われる見舞金

突然死（急性心不全、脳内出血など）・・・180万円
（注）見舞金は、傷害保険の死亡保険金と重複しては支払われません。

4 その他 諸手続き

● 極真会館退会、ｽﾀｰｲﾝﾀｰﾈｯﾄ制度退会のご連絡

極真会館会員を退会される際は、所属支部事務局までご連絡をお願い致します。
極真会館会員管理部へ手続き依頼到達後、極真会館会員退会、及びｽﾀｰｲﾝﾀｰﾈｯﾄ制度退会手続きを行います。
ただし、当年度については解約出来ません。
次年度より引落しを中止致します。

● 退会・除外による、引き落とし中止のご案内

次年度の加入除外の手続きは所属支部事務局までご連絡をお願い致します。
1月20日までに所属支部より極真会館会員管理部へ依頼到達後、引落しの中止手続きを行います。
1月21日経過後につきましては、解約は原則としてお受け出来ませんのでご注意ください。

● 移籍または住所・氏名変更のご連絡

支部の移籍または住所・氏名変更は所属支部事務局までご連絡をお願い致します。
なお、医事委員会へのご連絡の必要はありません。